**介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修で**

**受領委任払方式が利用できるようになります！**

令和元年12月

舞鶴市役所高齢者支援課

1　受領委任払方式とは？

　　今までは、利用者が一旦費用の全額を支払った後、市役所から給付分(7～9割)をお返しする、償還払方式をとっていました。ところが、それでは工事費用の全額を支払うことができないために、住宅改修を断念しないといけない方もいらっしゃいます。受領委任払方式とは、利用者が自己負担分(1～3割と支給限度基準額(20万円)を超える場合はその分)を工事施工会社に支払い、市役所から工事施工業者に給付分を支払う方式です。この方式を利用すると、利用者が工事費用全額を支払う必要がなくなるため、負担軽減に繋がり、住宅改修を利用しやすくなります。

　受領委任払方式のイメージ図　(例：段差解消(工事費用額20万円)の工事を行う場合)

②給付分の18万円を支払う

①自己負担分の2万円を支払う

工事施工業者

市役所

利用者(負担割合が1割)

　　≪参考：償還払方式のイメージ図　(例：段差解消(工事費用額20万円)の工事を行う場合)≫

①工事費用額の20万円を全額支払う

工事施工業者

市役所

利用者(負担割合が1割)

②給付分の18万円を支払う

2　いつから受領委任払方式が利用できるようになるの？

　　令和２年1月1日以降に提出された申請分からです。

3　どうすれば受領委任払方式が利用できるようになるの？

　　工事施工業者が市に受領委任払の登録申請をし、市が承認をしていることが必要です。登録されるためには、市税を滞納していないことが条件です。

　また、利用者側も、

　　　・施設に入所又は病院に入院している

　　　・住民票に記載されている住所以外の住宅の改修を行う(例：転居先の住宅改修を行う)

　　　・新規申請中

　などに該当する人は利用することができませんのでご注意ください。

4　登録申請はどうしたらいいの？

　　「舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録届出書(様式第1号)」と「誓約書(様式第2号)」をご記入のうえ、市税の納税証明書を添えて、舞鶴市役所高齢者支援課まで提出してください。

市で届出内容を審査ののち、「舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録通知書(様式第3号)」により登録の承認をさせていただきます。なお、登録された事業者の情報は、市のホームページに掲載します。

　　もし登録後、記載内容に変更が生じましたら、「舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録変更(廃止)届出書(様式第4号)」を速やかに提出してください。

　　また、登録有効期間はおおよそ2年間(登録があった日の属する年度の翌年度の末日)となっています。継続して受領委任払方式をとられる場合は、更新の手続きが必要となります。

5　受領委任払方式を利用したい場合の事前確認申請の流れはどうなるの？

　　令和２年1月1日以降は、事前確認申請の段階で、償還払方式か、受領委任払方式かを選択していただくことになります。

　　事前確認申請では、従来通り、「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書」、「住宅改修が必要な理由書」、「住宅改修相談受付連絡票」、「見積書」、「住宅改修をしたい箇所の写真(日付入り)」が必要です。

受領委任払方式を選択するときは、上記書類に加え、「舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払利用届出書 (様式第6号)」の提出が必要になります。当該書類の「受任承諾書」欄は工事施工業者に記入をしてもらってください。

　　市役所で事前確認が終了しましたら、利用者・担当ケアマネジャー・工事施工業者に対し、従来の「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前確認通知書」に加え、「介護保険 住宅改修費受領委任払事前申請に係る支給予定額等のお知らせ」をお送りします。こちらの書類には、利用者が負担しなければならない金額と、市役所から工事施工業者への支給金額を負担割合ごとに記載しておりますので、必ず確認してください。

6　工事が終わった後の支給申請はどうするの？

　　工事完了後は、「領収書」と「住宅改修をした箇所の写真(日付入り)」、「工事費内訳書」を市役所へ提出してください。受領委任払方式を利用した場合の領収書は、工事費用全額ではなく、自己負担分の1～3割の金額が記載されているもので構いません。

同封の「舞鶴市介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱」の内容をご確認いただき、

必要なお手続きをとっていただきますようお願いします。

ご不明な点は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

舞鶴市役所 福祉部 高齢者支援課

担当：松永、植村

〒625-8555　京都府舞鶴市字北吸1044番地

<TEL:0773-66-1013>

FAX:0773-62-7957